

公共測量と法令遵守

公共測量成果は地理空間情報社会の共有基盤です
適切な測量を行い良質な成果を得るために
測量法の手続等を守りましょう

平成 21 年 7 月

国土地理院

はじめに

国の行政機関や公共団体等において、それぞれの目的に応じて実施される「公共測量」は、国土の開発・保全計画、社会資本整備等を行う上で重要な役割を担っています。

公共測量の実施に当たり、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）では、測量の重複を排除し、測量の正確さを確保すること等を主な目的に、公共測量に係る各種の手續について定めています。

平成 19 年度には測量法の一部が改正され、政府が目指す「地理空間情報高度活用社会」の実現に則した内容になり、より一層、公共測量に携わる方々が関係法令等を遵守することが求められるようになりました。

本冊子は、測量計画機関及び測量作業機関において公共測量に携わる方々を対象に、測量法に定められた主要な遵守事項について解説し、関係部署における各種手續等の参考として御利用していただけるように作成しました。

別冊の「公共測量の手引」（国土交通省国土地理院）には、本冊子に関する具体的な書類様式などが掲載されていますので、参照しながらの御利用を推奨します。

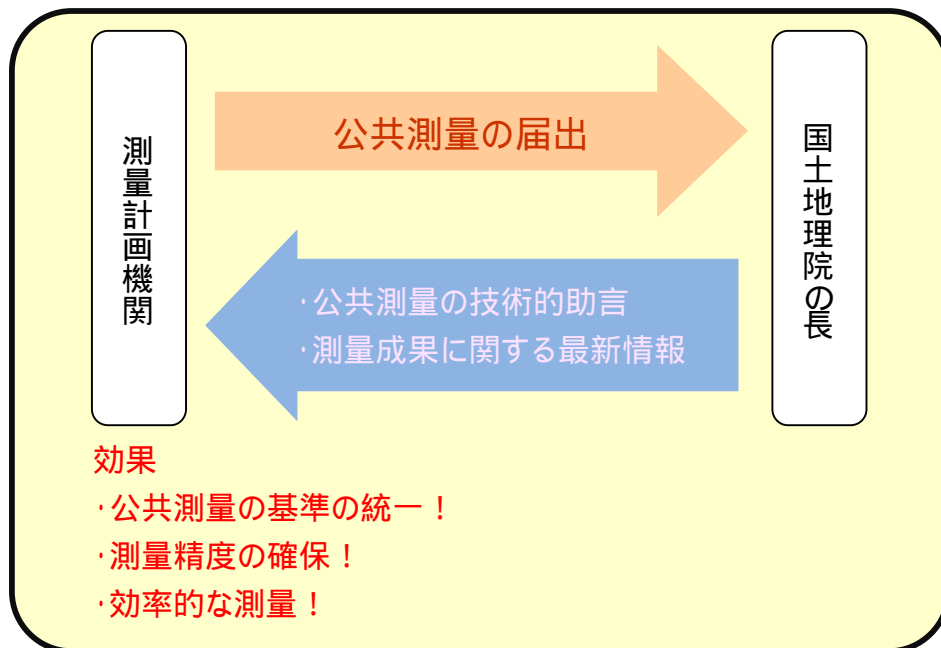
目次

◎公共測量の届出や承認の手続を行うことによる利点	1
I. 公共測量の実施における留意点	
1. その測量は公共測量です (測量法第5条)	3
2. 測量作業規程の承認申請 (測量法第33条)	5
3. 公共測量実施計画書の提出 (測量法第36条)	7
4. 公共測量実施の通知 (測量法第14条第1項、第39条)	9
5. 測量成果の使用承認 (測量法第30条第1項、第44条第1項)	10
6. 測量標の使用承認 (測量法第26条、第39条)	11
7. 公共測量終了の通知 (測量法第14条第2項、第39条)	12
8. 測量成果の提出 (測量法第40条第1項)	13
9. 永久標識・一時標識の設置・移転・撤去及び廃棄の公表・通知 (測量法第21条、第23条、第37条第3項、第4項、第39条)	14
Q & A	16
II. 関連条文及び参考資料	
1. 測量法(抜粋)	23
2. 測量法施行令(抜粋)	28
3. 地理空間情報活用推進基本法(抜粋)	29
4. 平成19年国土交通省令第78号	30
国土地理院公共測量お問い合わせ先	裏表紙

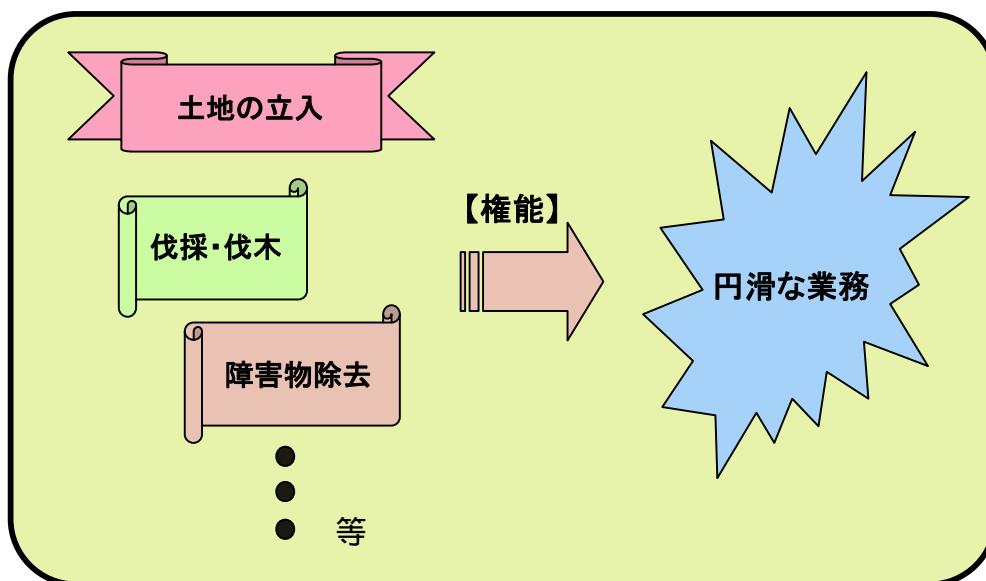
公共測量の届出や承認の手続を行うことによる利点

測量法の定めに従った各種手続を行うことによって、以下の利点が得られます。

利点1. 行われる公共測量の基準が統一され、既成の測量成果についての最新情報と公共測量についての技術的助言が得られ、精度を確保すると共に効率的に行うことができます。

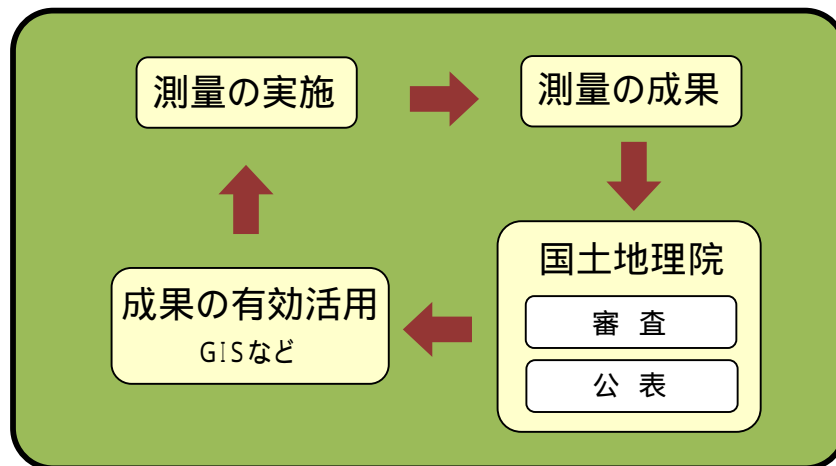


利点2. 公共測量を行う際の土地の立入り、障害物の除去等いくつかの権能が与えられ、業務を円滑に行うことができます。

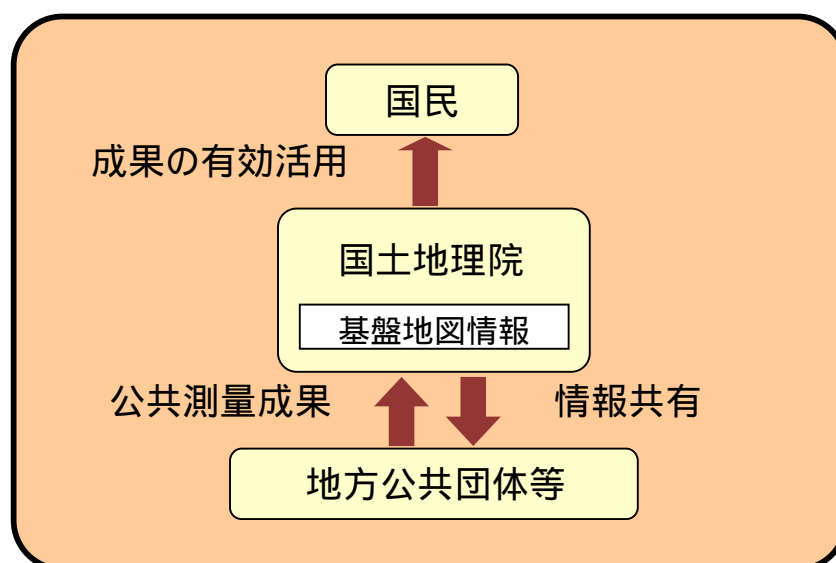


注) あらかじめ、所有者・管理者の承諾を得て、作業を行ってください。

利点3. 得られた測量成果の写しを提出することで、測量成果が定められた精度に適合し、他の公共測量の利用に十分なものであるかについて審査が実施されます。測量の正確さが確認されると、その所在情報が国土地理院のホームページで公開されます。測量成果の有効利用を図ることができます。



利点4. 公共測量成果に地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）に基づく基盤地図情報項目が含まれている場合は、今後、社会基盤として国全体で広く共有され、地理空間情報社会の発展に寄与することになります。



I. 公共測量の実施における留意点

1. その測量は公共測量です (測量法第5条)

国・公共団体が行う測量(測量に要する費用の全部または一部を国または公共団体が負担し、または補助して行う測量)は、公共測量です。

ただし、以下の測量は該当しません。

1. 建物に関する測量
2. 100万分の1未満の小縮尺図の調製
3. 横断面測量 他

なお、測量の規模が小さい測量でも公共測量に該当する場合がありますので、判断に迷う場合は、**国土地理院・地方測量部等**にご相談ください。

測量の精度が高くなく、規模の小さい測量については、測量法施行令第1条(局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲)に、詳細が定められています。巻末に関連条文(2.測量法施行令(抄)第一条)としてありますので参照してください。

公共団体とは、地方公共団体(地方自治法第1条の3第1項に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体、一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合、財産区、地方開発事業団)、公共組合(土地改良区・水害予防組合、商工会議所、土地区画整理組合、農業協同組合等)、営造物法人(公庫、事業団、独立行政法人)をいいます。

(1) **公共測量は、測量法に定められている手続を行う必要があります。**

まず、貴部署で計画立案中の測量あるいは実施中の測量が、「公共測量」に該当するかどうか、国土地理院・地方測量部等にご相談ください。

公共測量を行う際は、本マニュアルに示した内容の他、別冊の「公共測量の手引」

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tebiki/tebiki-1.pdf>

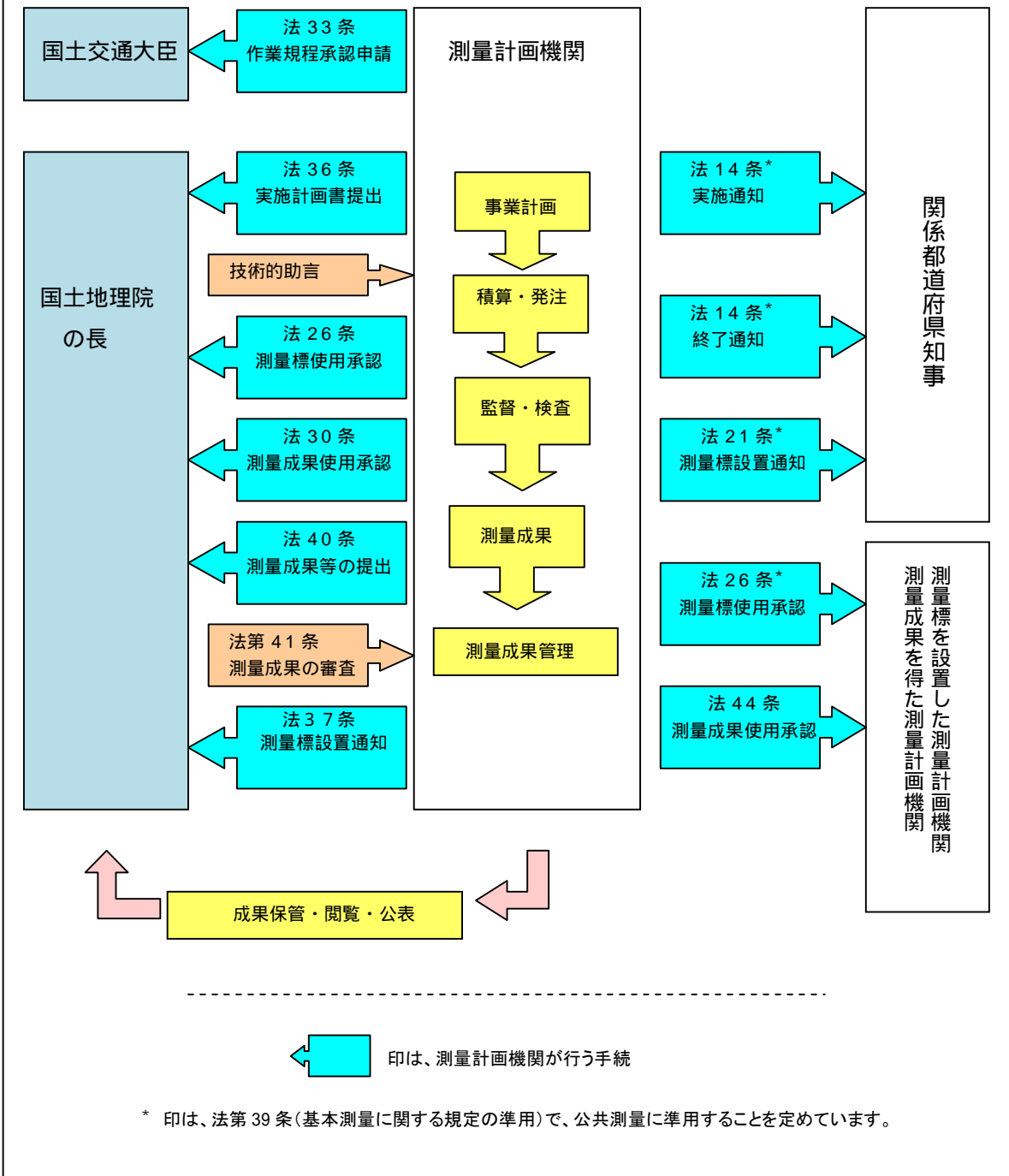
<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tebiki/tebiki-2.pdf>

あるいは「国土地理院公共測量ホームページ」

<http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html>

を参照して、定められた各種手続を行ってください。

公共測量の手續等の流れ（イメージ）



2. 測量作業規程の承認申請（測量法第 33 条）

『公共測量を行うにあたっては、作業規程をあらかじめ定めておく必要があります』

測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し、観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければなりません。

作業規程を変更しようとするときも、同様です。

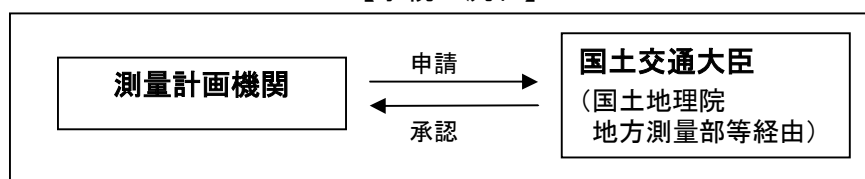
公共測量は、国土交通大臣の承認を得た作業規程に基づいて実施しなければなりません。

(1) 公共測量を行う場合は、適用する測量方法、使用する観測機械の種類、観測法、計算法等を規定した「作業規程」をあらかじめ定める必要があります。

公共測量に使用する作業規程は、国土交通大臣の承認が必要で、測量計画機関は、国土地理院地方測量部・支所経由で作業規程の承認申請を行います。

作業規程は、測量計画機関（国、地方公共団体、独立行政法人、土地区画整理組合、土地改良区等）毎に定める必要があります。

【手続の流れ】



(2) 公共測量作業規程を定める際の参考として、国土交通大臣が定めた「作業規程の準則」(平成 20 年国土交通省告示第 413 号)を利用することができます。

国土交通大臣が定めた「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）は、この度の改正によって、新しい測量技術等に対応する作業規程を定める際の参考となります。この「作業規程の準則」は国土地理院公共測量ホームページに公開しています。

「作業規程の準則」

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

「作業規程の準則」は、総則に測量の規格統一と精度確保を目的とし、測量法の遵守（手続）、基盤地図情報に該当する成果、製品仕様書の整備、機器の検定、成果の検定、測量成果の電磁的記録媒体による提出（電子納品）、作業方法に関する特例などを定めており、本編に基準点測量、地形測量及び写真測量、応用測量の標準的な作業方法を定めています。

「作業規程の準則」は、国際的な標準の流れに沿って新たな内容も付け加えられていますが、従来からの測量方法や精度管理等の考え方が異なるものではありません。

また、土地区画整理事業は、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」を、土地

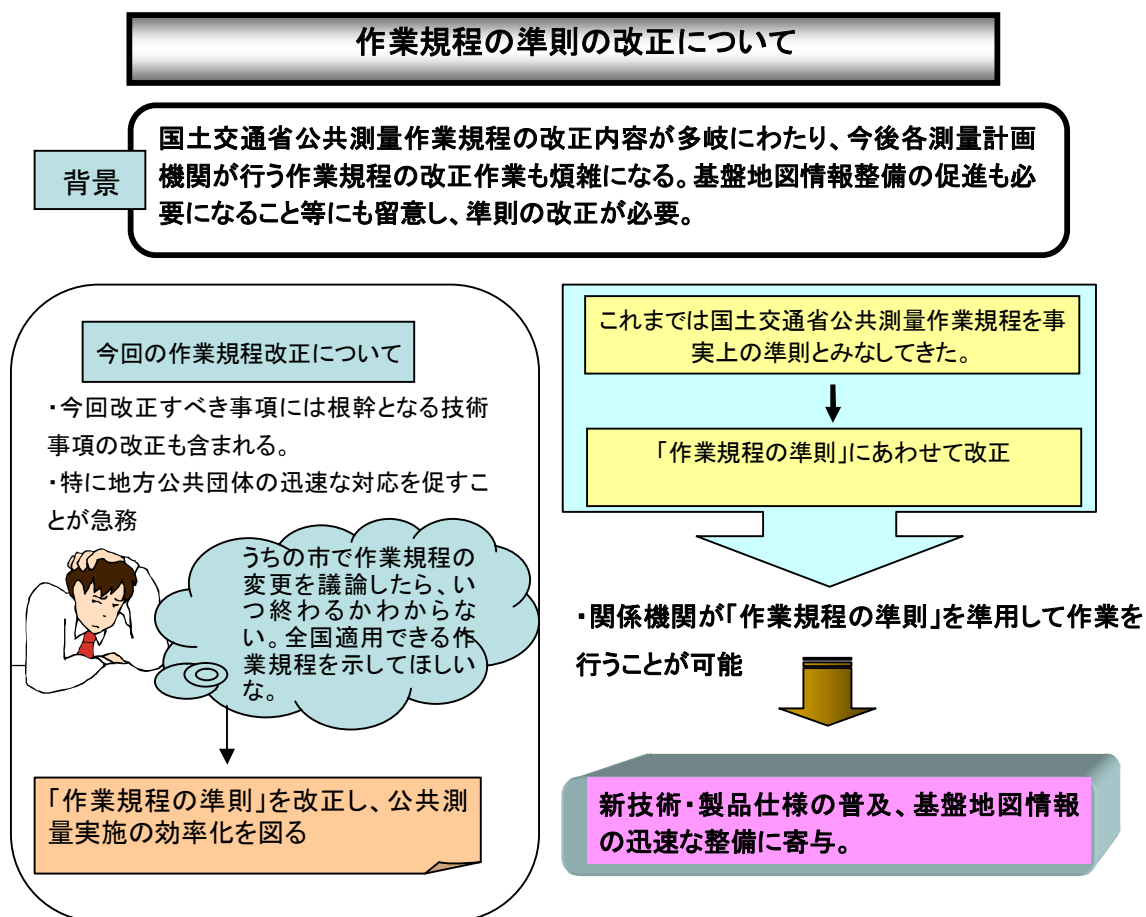
改良事業は、「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用することができます。

(3) 公共測量は作業規程に基づいて実施する必要があります。

公共測量を行うにあたっては、承認を得た作業規程に基づく必要があります。

ただし、計画機関が必要な精度確保と作業能率の維持に支障がないと確認した場合は、規程に定めていない機器及び方法を用いることができます。

なお、新しい測量技術を使用する場合は、計画機関による精度確認が必要であり、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めることになっています。



「作業規程の準則」改正のポイント

改正の背景

- ・近年の技術水準を踏まえた規程とすることが必要
- ・測量成果の共有化の促進のため、電子化を一層推進することが必要
- ・製品仕様書の形態、メタデータの整備等にあたって地理情報標準に合致した測量成果とすることが必要

改正のポイント

1. 多様な測量作業方法の規定

GPS測量の新手法、航空レーザ測量、デジタル写真測量等の新技术を反映

2. 測量成果の電子化の推進

電子納品の義務化、地形測量を「地形図作成」から「数値地形データ作成」へ定義変更し、関連条項を全面見直し

3. 地理情報標準への対応

製品仕様書の記載内容の規定、品質基準の設定、メタデータの整備を義務付

4. 基盤地図情報の整備の促進

公共測量として作成された成果のうち、主要地物項目のデータについては、基盤地図情報として利用可能となるよう、必要な規定を設ける

3. 公共測量実施計画書の提出（測量法第36条）

『測量業務の実施計画書を作成し、国土地理院の長に提出し、助言を求めてください』

測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、「目的、地域及び期間」、「精度及び方法」を記載した計画書を国土地理院の長に提出して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければなりません。

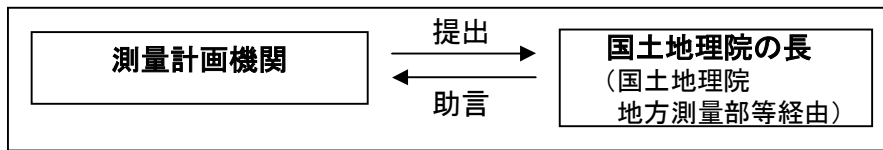
その計画書を変更しようとするときも、同様です。

(1) 公共測量計画が立案された場合は、その計画書を国土地理院の長に提出し、技術的助言を求めなければなりません。

国土地理院の長は、それぞれの測量について、その実施計画書に基づいて、正確さを確保し、重複を除き、測量の能率を向上するための必要な助言を行います。

そのために、測量計画機関は、公共測量を行う前に計画書を国土地理院地方測量部・支所経由で国土地理院の長に提出し、技術的助言を求めなければなりません。

【手続の流れ】



(2) 国土地理院の長の技術的助言は、公共測量を行う場合の一つの要件となります。

国土地理院の長からは、測量目的、測量地域、測量期間及び測量精度、測量方法に関する様々な助言が行われます。

- ・ 使用予定に入っていないが利用できる他の測量成果がある旨
- ・ 使用予定の基準点が移転（成果が更新）されている旨
- ・ 計画の範囲内で他の測量が既に行われている等、重複のおそれがある旨
- ・ 別のより能率的または経済的な方法を利用することで、必要としている測量精度が得られる旨
- ・ 必要な精度が得られない性能の測量機器が使用されようとしている旨 等

公共測量の基準が統一され、既成の測量成果についての最新情報と公共測量についての技術的助言が得られ、精度確保・重複回避を図ることができ、次のような利点があります。

- ・ 測量に関する様々な技術的助言を求めることができる
- ・ 国土地理院の長の助言を基に、測量作業機関への指導ができる
- ・ 使用機器、ソフトウェアなどの助言を求めることができる
- ・ 新技術を使った測量に対する意見を求めることができる
- ・ 成果の提出によって、測量成果の審査書を得ることができる 等

国土調査法に基づく地籍調査は、公共測量実施計画書（法第 36 条）の提出が必要ありません（以下の場合を除く）。ただし、測量標・測量成果の使用承認は必要です（法第 26 条、第 30 条）。

都市再生地籍調査事業を行う場合

座標変換を行う場合

既に国土調査法第 19 条第 2 項及び第 3 項の手続を経た地籍測量成果のうち、地籍図根点等他の公共測量に使用されることが見込まれるものの座標を世界測地系へ座標変換する場合。

復旧測量（再設、移転、改測、改算）を行う場合

4. 公共測量実施の通知（測量法第 14 条第 1 項、第 39 条）

『公共測量を行うときは、事前に都道府県知事に通知してください』

測量計画機関は、公共測量を行うときは、あらかじめ、その地域、期間その他必要な事項を、関係する都道府県知事に通知しなければなりません。

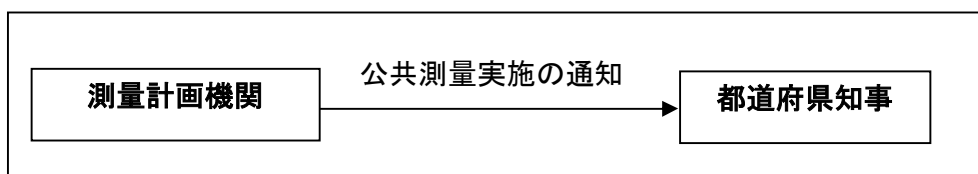
測量法第 14 条第 1 項では基本測量について定められた記述ですが、法第 39 条において、この規定を公共測量に準用することが定められています。したがって、「国土地理院の長」は「測量計画機関」と、「基本測量」は「公共測量」と、それぞれ読み替えます。

(1) 公共測量を行うに当たっては、関係の都道府県知事に、その測量に関する必要な事項を通知する必要があります。

公共測量を実施するに当たっては、実施の公示が必要です。測量の対象地域、測量の実施期間、測量の種類等が通知する内容に該当します。

都道府県知事は、この通知を受けたときは、遅れることなく速やかに、公報等で公示することになります。それによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知（法第 15 条）、障害物の除去（法第 16 条、17 条）、土地等の一時使用（法第 18 条）、土地の収用又は使用（法第 19 条）の権利行使が起こり得ることを知らせることになります。

【手続の流れ】



5. 測量成果の使用承認（測量法第30条第1項、第44条第1項）

『基本測量成果を使用して公共測量を行う場合、使用の承認を得てください』

公共測量の測量計画機関が、基本測量の測量成果を使用して公共測量を行う場合は、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

『公共測量成果を使用して公共測量を行う場合、使用の承認を得てください』

公共測量の測量計画機関が、既存する他の公共測量の測量成果を使用して測量を行う場合は、あらかじめ、使用する測量成果を取得した測量計画機関の承認を得なければなりません。

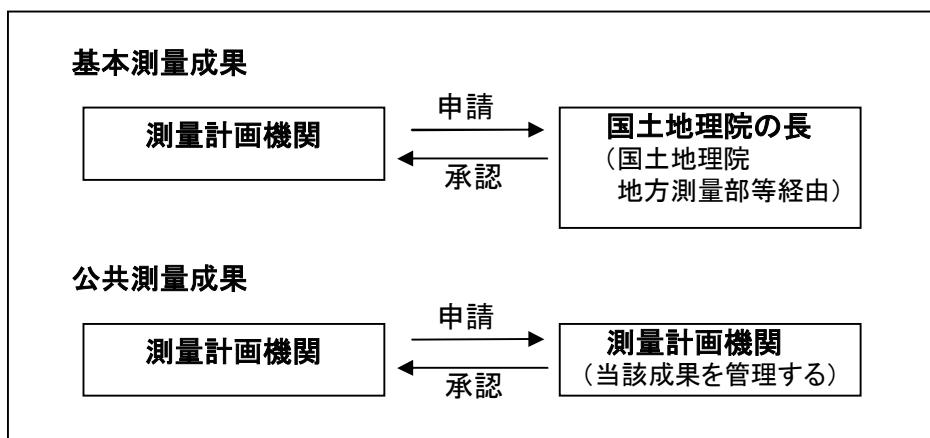
(1) 基本測量成果を使用する場合は、使用承認を得てください。

は、法第30条第1項の内容で、測量の正確さを確保することを目的に、国土地理院が実施した基本測量によって得られた成果を利用する場合は、国土地理院地方測量部・支所経由で、国土地理院の長の承認を得なくてはならないことが定められています。国土地理院による基本測量の測量成果が、当該測量に関して適切なものか否かを確認するためです。

(2) 公共測量成果を使用する場合は、使用承認を得てください。

は、法第44条第1項の内容で、公共測量の測量成果を使用する場合も、法第30条第1項と同様な設定がされています。公共測量成果は、他の公共測量の基礎ともなり、測量の正確さを確保することが必要であり、その公共測量を実施した測量計画機関の承認が必要です。

【手順の流れ】



測量成果の無断使用は、罰則規定(法第64条)が定められていますのでご注意ください。

公共測量は、基本測量又は公共測量の成果に基づき実施する必要があります。(法第32条)

6. 測量標の使用承認（測量法第26条、第39条）

『基本測量によって設置された基準点は、国土地理院の長の承認後に使用できます。』

公共測量において、基本測量の測量標を使用する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

『公共測量によって設置された基準点は、設置した測量計画機関の承認後に使用できます。』

公共測量において、既存する他の公共測量の測量標を使用する場合は、測量標を設置した測量計画機関の承認を得なければなりません。

(1) 基本測量によって設置した測量標を使用する場合は、使用承認を得てください。

公共測量は、精度の高い基本測量の測量標及び測量成果を効率的に使用して、測量の正確さを確保する必要があります。基本測量によって設置された測量標は、全ての測量の基準であり、そのために保全が定められています。測量標を使用する際には、国土地理院地方測量部・支所経由で、国土地理院の長の承認を得ることが必要になります。

国土地理院の長は、承認申請に対して、次の内容を目的に確認を行います。

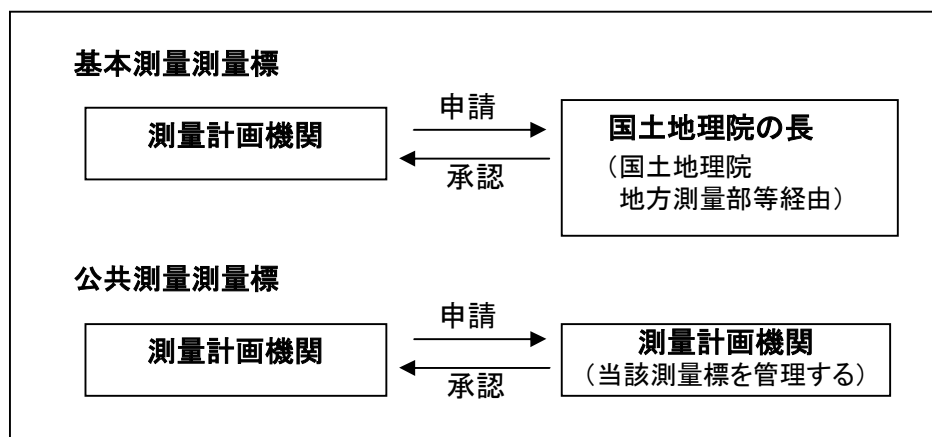
- ・使用予定の測量に適しているか否か
- ・異常点などの確認
- ・同一時期の他の測量との調整
- ・正しい使用法
- ・測量標の維持管理

(2) 公共測量によって設置した測量標を使用する場合は、使用承認を得てください。

公共測量において、既存する他の公共測量の測量標を使用する場合は、測量標を設置した測量計画機関の承認を得なければなりません。

法第39条は、基本測量に関する規定の準用で、公共測量に準用することを定めています。

【手続の流れ】



測量成果の無断使用は、罰則規定(法第64条)が定められていますのでご注意ください。

7. 公共測量終了の通知（測量法第 14 条第 2 項、第 39 条）

『公共測量が終了したときは、都道府県知事に通知してください』

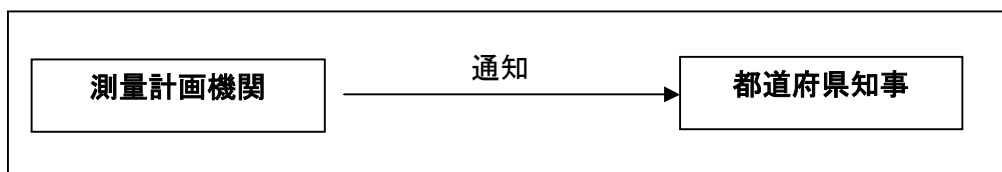
測量計画機関の長は、公共測量が終了したときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければなりません。

終了通知の規定は、前述の「4. 公共測量の実施の通知等」（測量法第 14 条第 1 項）と対になっている規定です。また、法第 39 条は読み替えの規定で、基本測量に関する規定を公共測量に準用することの定めです。

（1）公共測量が終了したときは、実施のときと同様に関係の都道府県知事に、その旨を通知する必要があります。

都道府県知事は、この通知を受けたときは、遅れることなく速やかに、公報等で公示することになります。それによって、関係地域の住民に公共測量が終了したことを、知らせることになります。

【手続の流れ】



8. 測量成果の提出（測量法第40条第1項）

『 測量成果を得たときは、その写しを国土地理院の長に送付してください』

測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅れることなく、その写を国土地理院の長に提出しなければなりません。

(1) 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、すみやかに、その写しを国土地理院の長に提出する必要があります。

この提出義務は、測量法の目的である測量の重複を除き、測量の正確さを確保するために行われます。

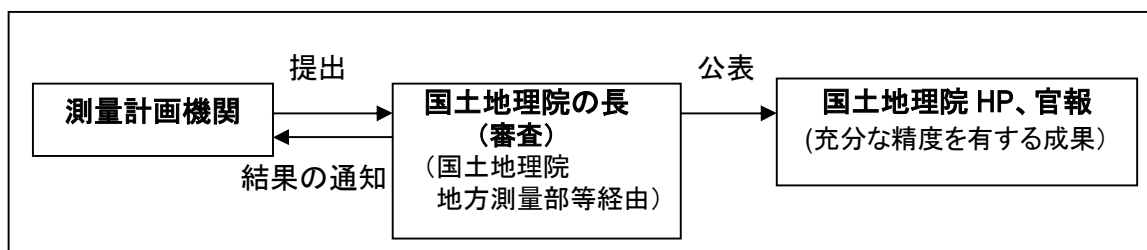
測量成果は、現地の最新状況を表したものであり、その成果を広く利用できるようにすることは、測量の重複を避ける意味で最も重要なことです。新しい測量成果を得たときには、すみやかに国土地理院地方測量部・支所経由で、国土地理院の長へ提出することで測量の重複を除くことができます。

なお、同条第2項には、国土地理院の長は、必要があると認められるときは、公共測量記録の写しの送付を求めることも規定しています。国土地理院の長が公共測量記録の写しの送付を求めるときは、測量の過程及び測量成果の精度を確認する必要のあるときです。

さらに、国土地理院の長は提出された測量成果を審査*し、その結果を測量計画機関に通知します。その測量成果が十分な精度を有すると認める場合は、測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を、官報及び国土地理院のホームページで公表します。（法第41条）

* 審査とは、作業規程及び計画書に定められた方法に基づき、品質管理表及び精度管理表等により測量成果が精度及び内容を満たしているか否かを机上審査します。必要に応じて現地審査することがあります。審査は、請負契約に基づく作業機関から計画機関への納品における検査とは異なるものです。また、第三者機関が行う成果検定とも異なります。

【手続の流れ】



9. 永久標識・一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の公表・通知

(測量法第 21 条、第 23 条、第 37 条第 3 項・第 4 項、第 39 条)

『公共測量において、永久標識又は一時標識を設置したときは、通知、公表が必要です。』

測量計画機関は、公共測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなりません。

また、永久標識を設置した場合は、遅滞なく、それらの情報を国土地理院の長に通知しなければなりません。

『永久標識又は一時標識を移転、撤去及び廃棄したときは、通知、公表が必要です。』

測量計画機関は、自ら設置した公共測量の永久標識又は一時標識を移転し、撤去し又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなりません。

また、永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄した場合は、遅滞なく、それらの情報を国土地理院の長に通知しなければなりません。

『国家基準点を使用した時、異状を発見した時には、国土地理院に通知が必要です。』

市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければなりません。

(1) 公共測量において、永久標識又は一時標識を設置したときは、都道府県知事への通知、インターネット等での公表が必要です。また、永久標識については国土地理院の長への通知が必要です。

測量標には、永久標識、一時標識、仮設標識があります。

1. 永久標識の例： 一級～四級基準点の標石あるいは金属標、一級～簡易水準点の標石あるいは金属標、街区基準点金属標 等
2. 一時標識の例： 対空標識、中心杭、標示杭
3. 仮設標識の例： 標旗、仮杭

永久標識又は一時標識の設置に関する情報を都道府県知事に通知するとともに、インターネットの利用等で公表しなければなりません。

測量計画機関から標識設置の通知を受けた都道府県知事は、遅滞なくその旨を関係市町村長（特別区の区長を含む。）に通知することとなります。

また、測量計画機関は、永久標識を設置した場合は、国土地理院地方測量部・支所経由で、国土地理院の長へ通知しなくてはなりません。

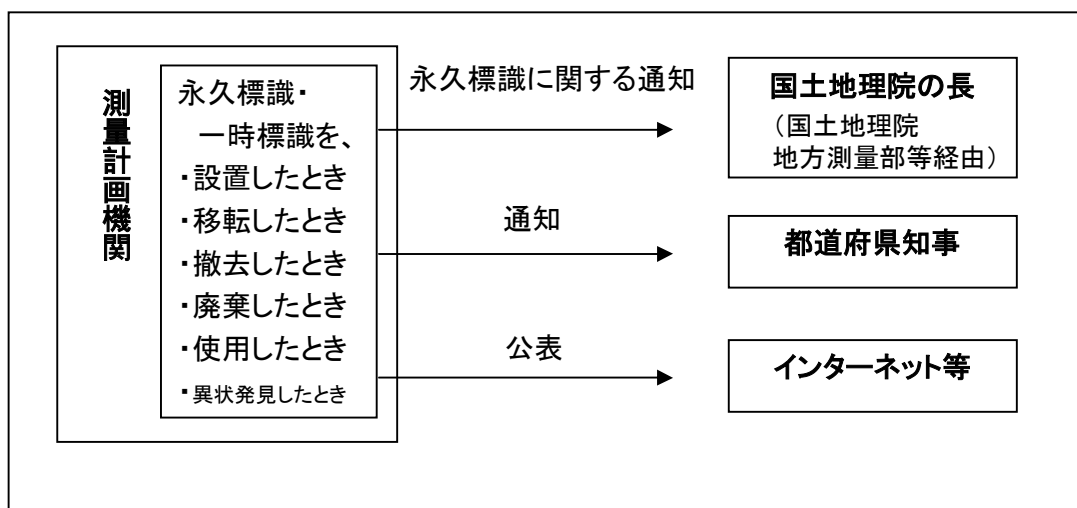
なお、公共測量において基準点を使用した場合は、基準点維持管理の目的から基準点現況調査報告書を作成し、国土地理院地方測量部・支所へ提出してください。

(2) 測量計画機関は、自ら行った公共測量の永久標識あるいは一時標識を、移転・撤去及び廃棄したときは、都道府県知事への通知、インターネット等での公表が必要です。また、永久標識については国土地理院の長への通知が必要です。

測量標の設置のときと同様に、永久標識あるいは一時標識を移転、撤去、廃棄したときは、都道府県知事に通知するとともに、インターネットの利用等で公表しなければなりません。また、永久標識を移転等した場合は、国土地理院地方測量部・支所経由で、国土地理院の長へ通知しなくてはなりません。

なお、インターネットでの公表においては、「電子国土」を利用することができます。電子国土ポータル URL は、 <http://portal.cyberjapan.jp/index.html> です。

【手続の流れ】



Q & A

Q1: 測量の種類にはどのようなものがありますか？

A1: 測量法でいう測量とは、「土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。」と定められており、測量の実施主体、費用負担、測量の規模、精度及び実施の基準から、下表のように区分されています。

測量法における測量の種類

経費・実施の主体		種類	全ての測量の基礎となる測量	基本・公共測量の成果に基づく測量	局地的・低精度の測量
		全部又は一部を公費で行う	国土地理院が行う	基本測量 (法第4条)	国土地理院が行う公共測量 (法第38条)
国又は公共団体が行う	_____		公共測量 (法第5条)	その他の測量	
公費以外で行う		_____	国土交通大臣が指定する測量 (法第5条第2号)	その他の測量	
			それ以外の測量 (法第6条)		

Q2: 公共測量とはどのようなものですか？

A2: 公共測量とは、測量の実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して行う測量です。都市計画、道路計画、河川計画等のために行う基準点測量や地図情報レベル 2500 の都市計画図、地図情報レベル 1000 の道路計画図を作成する測量などが該当します。上記の表を参照してください。

なお、公共測量から除かれる測量は、建物に関する測量その他の局地的測量又は 1/100 万未満の小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で、政令で定められています。

*判断に迷う場合は、国土地理院・地方測量部等にご相談ください。

Q3: 公共測量を行うには、何を最初にしなければなりませんか？

A3: 公共測量を行うには、まず当該測量について、どのような精度で、どのような方法で行うのか等を詳細に規定した作業規程を定めて、国土交通大臣の承認を得なければなりません。変更しようとする場合も同様です。測量目的に応じた標準的な作業規程として、国土交通大臣が「作業規程の準則」(平成 20 年国土交通省告示第 413 号)を定めていますので、準用することができます。作業規程の承認申請手続は、国土地理院の地方測量部・支所で行っています。

Q4: 申請書類や実施計画書の提出は、郵送でもかまいませんか？

A4: 公共測量作業規程の承認申請書、公共測量実施計画書及び公共測量成果は、郵送

で国土地理院の地方測量部・支所へ提出できます。ただし、内容の確認等の連絡をすることがありますので、連絡先と担当者名をわかりやすいところに必ず記載してください。

Q5： 公共測量作業の申請書はどのように作成すればよいのですか？

A5： 国土地理院公共測量ホームページをご覧ください（必要な手続と様式集）。
<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index1.htm>
において、各種手続方法、申請書が入手できます。

Q6： 第3セクターが行う測量は、公共測量に該当しますか？

A6： 第3セクターとは、一般に国、県、市町村等の公共団体と民間企業が資金を共同出資している事業体です。国あるいは公共団体から補助を受けて実施する事業に伴う測量は、公共測量に該当します。**Q2**を参照してください。

それ以外の測量では、国家基準点、公共基準点を用いて行う測量であれば、法第46条第1項の規定による基本測量及び公共測量以外の測量の届出を行ってください。この届出において、行政庁の許認可等を受けて実施する事業に該当する場合には、法第5条第2号による公共測量の指定を行うことがあります。

Q7： 個人・民間会社が自治体から補助金を受けて実施する区画整理事業に伴う測量は、公共測量に該当しますか。また、その場合、作業規程等の承認申請の手続きが必要ですか？

A7： 測量に要する費用が自治体から補助されていれば、公共測量に該当します。
したがって、個人・民間会社が施行者であっても作業規程（法第33条）を定めなければならないので、手続を行ってください。

Q8： 個人・民間会社が、国、又は地方自治体等から補助金を受けないで土地区画整理事業に伴う測量を行う場合、公共測量の届出は必要ですか？

A8： 公共測量に該当する可能性があります。
通常は、測量に要する費用が全く公共機関から出資されていないため、公共測量には該当しません。
しかし、その測量が、国家基準点、公共基準点を用いて行う測量であれば、法第46条第1項の規定による基本測量及び公共測量以外の測量の届出を行ってください。この届出において、行政庁の許認可等を受けて実施する事業に該当し、またはその事業の実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付その他の助成を受けている場合、法第5条第2号による公共測量の指定を行うことがあります。
その際、測量標の使用（法第26条）、測量成果の使用（法第30条、44条）に関する手続をあわせて行ってください。
また公共測量の指定を受けた場合には、作業規程の承認申請（法第33条）、実施計画書（法第36条）に関する手続を行ってください。

Q9: 地図情報レベル 1000 から地図情報レベル 500 に拡大編集を行い、下水道台帳図を作成するのは公共測量に該当しますか？

A9: 公共測量には該当しません。

一般的に、地図の縮尺は地図の精度を表しています。地図情報レベル 1000 の地図を拡大した地図情報レベル 500 の地図は、地図情報レベル 1000 の誤差を持つ地図情報レベル 500 の地図となり、使用にあたり混乱を起こす恐れがあります。このような方法は、拡大編集方式といいますが、作業規程の準則では認めていません。

Q10: 公共測量を行う場合、なぜ各種届出が必要なのですか。また、どのようなメリットがありますか？

A10: 測量法に定められた各種手続を行うことにより、次のメリットがあります。

国土地理院をはじめ国や地方公共団体等が設置している基準点や既成の地図及び空間データに関する情報の提供を受けることができます。

測量の重複が排除でき、コストの縮減につながります。

測量の手法等に関する技術的な助言を得られることから、測量の正確さや品質の確保が図られます。

測量成果が目的に適合しているのか審査が受けられ、優良な測量成果については公表されます。これにより、関係諸機関が実施する公共測量の基礎として、効率的に再利用が図られます。

◎提出された測量成果のうち、「基盤地図情報」【Q20参照】の基準に適合した情報項目は、「地理空間情報活用推進基本法」（平成 19 年法律第 63 号）の目指す地理情報システム（GIS）の普及や衛星測位を活用した地理空間情報高度活用社会の実現に不可欠な基盤情報として広く共有され、活用されることとなります。

Q11: 公共測量における、モデル的な測量作業規程とはどのようなものですか？ また、作業規程の準則とはどのようなものですか？

A11: これまで、国土交通省公共測量作業規程が代表的なモデルとして広く準用されてきましたが、平成 20 年 3 月に「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）が改正されましたので、今後、これを手本として使用することができるようになりました。

「作業規程の準則」は国土交通大臣が制定したもので、従来からの標準的な方法の他に、ネットワーク型 RTK-GPS 測量、航空レーザ測量など多様な測量作業方法が規定され、測量成果の電子化の推進、地理情報標準への対応、基盤地図情報の整備の推進が盛り込まれています。

また、土地区画整理事業は、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」を、土地改良事業は、「農林水産省農村振興局測量作業規程」をモデル的な規程として準用することができます。

Q12: 隣接する複数の市町村が共同で測量作業を計画しています。当該市町村のうち、すでに測量作業規程の承認を得ているところがあるのですが、新たに関係市町村共同の作業規程の申請をするべきでしょうか？

A12: 市町村が共同して事業を行う場合は、そのいずれかの市町村が作業規程の承認を得ていて、その規程が当該測量について適切なものであるならば、新たな関係市町村共同の作業規程の申請は必要ありません。

Q13: 公共測量作業規程が承認された後、測量計画機関名に変更が生じた場合、どのような事務手続きを行うのですか？

A13: 事例1「計画機関の名称変更」：名称変更通知を提出し、従来の作業規程を継続して使用する。

事例2「合併により名称変更」：旧市町村で承認された全ての作業規程の廃止届を提出し、新たに承認申請の手続を行う。

事例3「村から町に、または町から市への変更」：名称の変更通知を提出し、従来の作業規程を継続使用する。

事例4「土地区画整理組合設立準備委員会が組合として認可」：名称の変更通知を提出し、従来の作業規程を継続使用する。（作業規程承認書送付時に同封される様式をご利用ください。）

Q14: 公共測量実施計画書の届出をしたいのですが、私たちの組織には、測量士がいません。どのように届出をすればよろしいのですか？

A14 : 測量に関する計画は、測量士でなければ作成できません（法第48条）。測量計画機関に測量士がいない場合は、外部の測量士に委託することが可能です。ただし、計画業務を委託したことを明示するため、実施計画書の「測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号」の欄に、以下のように記載してください。

「測量計画委託契約による」

測量士 第 号（〇〇株式会社〇〇課）

Q15: 公共基準点の設置を計画しており、作業にあたり隣接市町村の公共測量成果を使用して作業を実施したいと考えていますが、どのような手続が必要ですか？

A15: 計画時に、国土地理院において公共測量の基準点成果の有無、設置状況及び測量の精度を確認してください。次に、使用したい基準点については、法第26条に準じた測量標の使用（法第39条）、法第44条に基づく測量成果の使用承認を、測量計画機関（隣接市町村）から得てください。

Q16: 基準点の異常を発見した時、どのように処置したらよいのですか？

A16: 基準点の異常を発見したときは、基準点の設置してある住所、基準点の種類、等級、名称（番号）、異常の程度等できる限りの情報を最寄りの国土地理院の各地

方測量部・支所へご連絡ください。

また、公共測量を実施された測量計画機関においては、基準点現況調査報告書の提出をお願いいたします。

Q17: 測量成果検定は、なぜ必要なのですか？

A17: 測量成果検定は、測量成果及び測量記録が当該測量の作業規程に基づき適正に実施され、測量目的を満たす十分な精度及び品質を保持しているか否かを第三者機関が判断するものです。

測量は、観測データの取得から基準点の位置計算、空中写真の撮影、数値図化、地図編集等の一連の作業工程で実施されています。ある工程で作成された測量成果、測量記録が、次の工程の中で使用され、新しい測量成果、測量記録が作成されるというように、全ての測量成果、測量記録が一体のものであることから、これら全てを検定し、その最終的な成果の品質を評価します。

Q18: 作業規程の準則第14条、第15条で「測量に使用する機器及び高精度を要するもの又は利用度の高いものとして指定する測量成果については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受ける。」となっていますが、どのような機関でこれらの検定を行っていますか？

A18: 検定を行える機関として次の条件を満たす機関と考えています。

- (1) 公平性を確保し、中立的な機関であること。
- (2) 測量に関して技術的知識及び基準を満たす実務経験を有する責任者がいること。
- (3) 測量機器検定要領又は測量成果品検定要領等を備えていること。

Q19: 測量法の一部が改正され平成20年4月1日から施行されていますが、何が大きく変わったのでしょうか？

A19: 測量法の一部を改正する法律の要点は以下のとおりです。

- 1) 永久標識又は一時標識の設置等の公表はインターネット等により行います
公共測量において永久標識又は一時標識の設置、移転等をしたときは、測量計画機関がインターネット等により公表します。基本測量の標識について国土地理院の長が、インターネット等により公表します。
- 2) 基本測量による地図等の測量成果はデジタルデータにより提供します
基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとります。
- 3) 測量成果の複製承認に関する規制が緩和されます
基本測量及び公共測量の測量成果の複製は、測量に利用して成果を刊行し、又

は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合にのみ、国土地理院の長又は測量計画機関の承認が必要になると、限定されました。また、これらの測量成果をそのまま複製してもっぱら営利の目的で販売するものであっても制限されることがなくなりました。

4) 測量成果の使用に関する承認基準が明確になります

基本測量及び公共測量の測量成果の使用は、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除いて、国土地理院の長又は測量計画機関は承認しなければならないこととなりました。また、これらの測量成果を使用した際の出典明示義務は、「電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった場合」が追加されました。

ただし、間接に使用した場合の出典明示義務は不要になりました。

5) 公共測量において設置した永久標識の移転等に関する通知が義務化されます

測量計画機関は、自ら実施した公共測量において永久標識を設置した場合のほか、それを移転し、撤去し、廃棄したときも、その種類、旧所在地等を国土地理院の長に通知しなければなりません。

6) 公共測量成果の複製・使用承認の窓口事務を国土地理院の長へ委託できます(ワンストップサービスの推進)

測量計画機関は、自らが作成した公共測量の測量成果及び測量記録の保管とともに、当該測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務を、国土地理院の長に委託することができるようになりました。

Q20: 基盤地図情報とは何ですか？

A20: 基盤地図情報とは、平成 19 年 8 月に施行された「地理空間情報活用推進基本法」(平成 19 年法律第 63 号) 第 2 条第 3 項の規定に基づく「地理空間情報の位置を定めるための基準」となる地図情報で、地理情報システム (GIS) の共通白地図データとしても使えるものです。

基盤地図情報の項目は国土交通省令 (平成 19 年省令第 78 号) で定められ、測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線 (道路区域界)、④公共施設の境界線 (河川区域界)、⑤行政区画の境界線及び代表点、⑥道路縁、⑦河川堤防の表法肩の法線、軌道の中心線、⑨標高点、⑩水涯線、⑪建築物の外周線、⑫市町村の町若しくは字の境界線及び代表点、⑬街区の境界線及び代表点の 13 項目となっています。

前記①に掲げられているように基準点測量において得られる公共測量成果は、すべて基盤地図情報に該当し、同様に地形測量、応用測量において得られる公共測量成果で、基盤地図情報に該当するものは、「作業規程の準則」第 3 編第 9 章「基盤地図情報の作成」を適用することになります。

Q21：歩道上に公共基準点(街区基準点、公共水準点など)がありますが、下水道工事によって移転が必要な場合、どのような手続きが必要ですか？

A21： 公共基準点の移転は公共測量に該当しますので、実施計画書(法第36条)の手続きが必要です。作業規程の準則では、第2編第4章「復旧測量」を適用することになります。

・ 関連条文及び参考資料

1. 測量法（昭和24年法律第188号）（抜粋）

（公共測量）

第五条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものを行い、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

- 一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
- 二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
 - イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
 - ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

（実施の公示）

第十四条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（土地の立入及び通知）

第十五条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第一項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

（障害物の除去）

第十六条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第十七条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第十八条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施する場合において、仮設標識を設置するために必要があるときは、あらかじめ占有者に通知して、土地、樹木、又は工作物を一時使用することができる。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しないものとする。

(土地の収用又は使用)

第十九条 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を収用し、又は使用することができる。

2 前項の規定による収用又は使用に関しては、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）を適用する。

(損失補償)

第二十条 第16条から第18条までの規定による植物、垣若しくはさく等の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を受けた者がある場合においては、政府は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その金額の通知を受けた日から1月以内に、土地収用法第94条第2項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第二十一条 国土地理院の長は、基本測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長（特別区の区長を含む。次項及び第37条第2項において同じ。）に通知しなければならない。

- 3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)

第二十三条 国土地理院の長は、基本測量の永久標識又は一時標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 2 第21条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の使用)

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

(測量成果の使用)

第三十条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 基本測量の測量成果を使用して刊行物(当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第44条第4項において同じ。)を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

(作業規程)

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 公共測量は、前項の承認を得た作業規程に基づいて実施しなければならない。

(計画書についての助言)

第三十六条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書を提出して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 目的、地域及び期間
- 二 精度及び方法

(公共測定の表示等)

第三十七条 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測定の測量標であること及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。

- 2 公共測量を実施する者は、関係市町村長に対して当該測量を実施するために必要な情報の提供を求めることができる。
- 3 測量計画機関は、公共測量において永久標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。
- 4 測量計画機関は、自ら実施した公共測定の永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

(基本測定に関する規定の準用)

第三十九条 第14条から第26条までの規定は、公共測定に準用する。この場合において、第14条から第18条まで、第21条第1項及び第23条中「国土地理院の長」とあり、並びに第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第21条第3項並びに第24条第1項及び第2項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第22条及び第26条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測定において測量標を設置した測量計画機関」と、第22条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第24条第3項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測定において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第25条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測定において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第26条中「基本測定以外の測定」とあるのは「測定」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(測定成果の提出)

第四十条 測量計画機関は、公共測定の測定成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の場合において必要があると認めるときは、測定記録の写の送付を求めることができる。

(測定成果の審査)

第四十一条 国土地理院の長は、前条の規定により測量成果の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が十分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

(測量成果の使用)

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

2. 測量法施行令（昭和24年政令第332号）（抜粋）

第一条 測量法（以下「法」という。）第五条及び法第六条に規定する政令で定める局地的測量又は高度の精度を必要としない測量は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建物に関する測量
- 二 百万分の一未満の小縮尺図の調製
- 三 横断面測量
- 四 前各号に掲げるものを除くほか、次に掲げる測量。ただし、既に実施された公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。
 - イ 三角網の面積が七平方キロメートル（北海道にあつては、十平方キロメートル）未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点又は図根点を二点以上使用しない三角測量
 - ロ 路線の長さが六キロメートル（北海道にあつては、十キロメートル）未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点又は多角点を二点以上使用しない多角測量
 - ハ 路線の長さが十キロメートル未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた水準点を二点以上使用しない水準測量（縦断面測量を含む。以下この条において同じ。）
 - ニ 面積が七平方キロメートル（北海道にあつては、十平方キロメートル）未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点、多角点又は水準点を二点以上使用しない地形測量又は平面測量
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、誤差の許容限度（二以上の誤差の許容限度が定められる場合においては、そのすべての誤差の許容限度）が次に掲げる数値をこえる測量。ただし、既に実施された公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。
 - イ 三角測量にあつては、三角形の角の閉合差が九十秒又は辺長の較差がその辺長の二千分の一
 - ロ 多角測量にあつては、座標の閉合比が千分の一
 - ハ 水準測量にあつては、閉合差が五センチメートルに路線の長さ（単位は、キロメートルとする。）の平方根を乗じたもの
 - ニ 地形測量又は平面測量にあつては、図上における平面位置の誤差が二ミリメートル
- 2 三角測量、多角測量、水準測量、地形測量又は平面測量の二以上の測量が一の計画に基づいて行なわれる場合において、そのうちのいずれかが前項第四号及び第五号の測量に該当しないものであるときは、当該計画に係る測量は、同項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号の測量に該当しないものとする。

3. 地理空間情報活用推進基本法 (平成19年法律第63号) (抜粋)

第二条

- 3 この法律において「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であつて電磁的方式により記録されたものをいう。

第十六条

国は、基盤地図情報の共用を推進することにより地理情報システムの普及を図るため、基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、同項の技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずるものとする。

4. 平成19年国土交通省令第78号（基盤地図情報の項目及び基準に関する省令）

第一条 地理空間情報活用推進基本法（以下「法」という。）第二条第三項の国土交通省令で定める基盤地図情報に係る項目及びその内容は、次の表に掲げるとおりとする。

項目	内容
測量の基準点	測量法（昭和24年法律第188号）第十条第一項に規定する永久標識又は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第一条に規定する恒久標識
海岸線	海面が最高水面に達した時の陸地と海面との境界
公共施設の境界線 （道路区域界）	道路法（昭和27年法律第180号）第二条第一項に規定する道路にあつては道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第四条の二第四項第一号の道路の区域の境界線、道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあつてはこれに準ずる境界線
公共施設の境界線 （河川区域界）	河川法（昭和39年法律第167号）第六条第一項の河川区域又は同法第百条第一項の規定により指定された河川について準用される同法第六条第一項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線
行政区画の境界線 及び代表点	行政区画（都道府県及び市区町村）の境界線とその代表点
道路縁	道路法第二条第一項に規定する道路にあつては道路構造令（昭和45年政令第320号）第二条に定める歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島又は植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあつては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線をいう。）、道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあつてはこれに準ずる線
河川堤防の表法肩 の法線	河川法第三条第二項の河川管理施設である堤防の表法肩の法線
軌道の中心線	軌道法（大正10年法律第76号）第一条第一項に規定する軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきもの並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第二条第一項に規定する鉄道事業に係る鉄道線路の中心線
標高点	標高を測量し、又は算定した地点（基準点を除く。）
水涯線	河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）の平水時における陸地と水

	面との境界線
建築物の外周線	建築基準法（昭和25年法律第201号）第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線
市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	町又は字の領域を囲む線とその代表点
街区の境界線及び代表点	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第二条第一号の街区方式により住居表示されている地域にあっては、同号の定める街区符号が付された街区の境界線とその代表点、それ以外の地域にあっては、市町村内の町若しくは字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域の境界線とその代表点

第二条 法第二条第三項の国土交通省令で定める基準は、その位置情報が次のいずれにも該当するものであることとする。

一 次に掲げるいずれかの測定の成果であること。

イ 測量法第4条に規定する基本測量

ロ 測量法第5条に規定する公共測量（その成果について、同法第41条第二項の規定により国土地理院の長が十分な精度を有すると認めたものに限る。）

ハ 水路業務法（昭和25年法律第102号）第九条第一項に規定する政令で定める測定の基準に従って行われた水路測量

二 次に掲げる精度を有する測定の成果であること。

イ 平面位置の誤差が、都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。以下この号において同じ。）内にある場合は2.5メートル以内、都市計画区域外にあっては2.5メートル以内であること。

ロ 高さの誤差が、都市計画区域内にあっては1.0メートル以内、都市計画区域外にあっては5.0メートル以内であること。

国土地理院公共測量 お問い合わせ先

名称	担当都道府県	住所	電話番号
北海道地方測量部	北海道	060 -0808 札幌市北区北 8 条西 2 -1 -1 札幌第 1 合同庁舎	011 -709 -2311 内線 4520
東北地方測量部	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	983 -0842 仙台市宮城野区五輪 1 -3 -15 仙台第 3 合同庁舎	022 -295 -8611 8544 8566
関東地方測量部	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	102 -0074 東京都千代田区九段南 1 -1 -15 九段第 2 合同庁舎	03 -5213 -2053 2062
北陸地方測量部	新潟・富山・石川・ 福井	930 -0856 富山市牛島新町 11 -7 富山合同庁舎	076 -441 -0888 0933
中部地方測量部	静岡・愛知・岐阜・ 三重	460 -0001 名古屋市中区三の丸 2 -5 -1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052 -961 -5638
近畿地方測量部	滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山	540 -0008 大阪府中央区大手前 4 -1 -76 大阪合同庁舎第 4 号館	06 -6941 -4507 4930
中国地方測量部	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	730 -0012 広島市中区上八丁堀 6 -30 広島合同庁舎 2 号館	082 -221 -9743 9840
四国地方測量部	徳島・香川・愛媛・ 高知	760 -0068 高松市松島町 1 -17 -33 高松第 2 地方合同庁舎	087 -861 -9013
九州地方測量部	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島	812 -0013 福岡市博多区博多駅東 2 -11 -1 福岡合同庁舎	092 -411 -7881
沖縄支所	沖縄	900 -0022 那覇市樋川 1 -15 -15 那覇第 1 地方合同庁舎	098 -855 -2595
企画部測量指導課		305 -0811 つくば市北郷 1 Email koukyou@gsi.go.jp	029 -864 -1111 内線 3253 3243, 3254

国土地理院公共測量ホームページ <http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html>

2009 年 7 月発行・国土地理院企画部測量指導課